

町内の十八関係団体が

青少年対策会議で申し合う

八月四日、中央公民館で「青少年対策会議」が開かれました。町の青少年問題協議会が「青少年の健全育成」を目的に主催したもので、協議会委員、区長、民生児童委員、青年団長、保護司、婦人会長など約八十名を集めて開かれました。

すべての青少年が心身ともに健やかに育ち、よき人間として成長してゆくことは、わたくしたち社会人の心からの願いです。

しかし残念なことに、青少年の非行、犯罪はあとを絶ちません。もともと青少年問題は、社会のあらゆる領域に深く根ざしたものですから、これを解決することはなかなか容易なことではありません。

青少年をとりまく社会環境をみまますと、たしかに悪いものがたくさんあります。わたくしたちは、よい社会環境は「よき青少年」を育成するための条件であることを思い、これが改善されるようになんなど力を合わせて、努めなければならぬわけですね。

ですから、青少年問題はわたくしたち自らの問題であるという認識のうえに立つて、対策が進められることがたいせつです。

このような立場から、町でも青少年をとりまく多くの関係団体が青少年問題協議会を中心に、明るく正しい青少年になりません。

たのもしい青少年を… 育成事業は手を合せて

「などについて熱心な話し合いがもたれました。とくにこの会議では「夏季秋季における健全育成対策と町ぐるみ非行防止運動の実践月間」として八月、十月の二カ月を決め、次のことを申し合わせました。

- ◆ 青少年の喫煙、飲酒をやめさせよう。
- ◆ 青少年をとりまく環境の浄化をすすめよう。
- ◆ 青少年の夜間外出の時間を守るようしよう。
- ◆ 祭典、盆おどりの際の非行防止をおこなう。
- ◆ 早期発見、早期対策をたて、青少年を非行から守ろう。



写真は青少年対策会議



● みんなで夕食をともししよう。一日の話題がはずむ夕ごはんこそ、しあわせのかけはしです。

● みんなでお隣りさんを手をつなごう。向こう三軒両隣、あの子もこの子もみんなの子です。

● みんなで命のたいせつさを育てよう。人命を守つてこそ明るい社会が生まれます。

● みんなで働くよさをあてよう。

● みんなで「家庭の日」をたのしもう。明るい家庭によい子が育つ。毎月第一日曜日は、親子でゆつくりたのしみまじよう。

青少年育成補導に 推進員28名を委嘱

群馬県知事は、七月一日付で、県下に三千名の青少年育成補導推進員を委嘱しました。甘楽町では、二十八名が委嘱されました。

青少年育成補導推進員は、青少年健全育成、非行防止対策を推進するために、県や町の行なう青少年施策に対する協力や、民間団体における推進者として、県に新しく委嘱されたもので、この推進員とになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

請求に使用用紙は、八月二十日までには市町村役場に備え付け、交付することになつております。なお、請求書の受付期限は昭和四十二年三月三十一日までです。

氏名	住所	年齢
中島 秀雄	国家	六六
柴山 俊一	福島	三九
藤原 三郎	福島	四八
有賀 哲夫	小幡	三〇
小林 芳雄	小幡	四四
柴山 三郎	国家	二六
中野 真次郎	国家	二七
富岡 東一	善慶寺	三三
田村 富衛	上野	四五
齊藤 鶴雄	秋田	四〇
加藤 中重	秋田	三九
中野 雪楓	秋田	三九
齊藤 福成	秋田	四二
齊藤 秋畑	秋田	三九

世の中にはうまい話しもあるもので、大字の柴山雪見さん(長男は現町議会議員の俊一氏)の床下にときならぬみつぱちの大量が巣食ひ話題となつて、この大量を発見したもので、



ハチ2万匹が巣食う
柴山議長宅の床下に

「議長ともなりや人の集まるのはもちろんだが、みつぱちまで寄つてくるとはね」とはやくもち屋の弁。おかげで、三十八年秋には甘みつを五升もいただけたという。ところが、昨年は女王バチが死に断えたためか、一家は断絶?みつぱちはどこになく失敬して柴山さんをガツカリさせた。

ところが、ここの春風とともに別の一群?が現われ、また、せつせと巣をつくりはじめ、現在では、写真のように直径五〇センチ長さ四五センチくらいの大さなものになつてきた。専門家の話しでは、みつぱちの数はなんと二万匹に達し、山や野に飛んでいるみつぱち(東洋バチ)が、このようにたくさん集まると自然に巣食うのはみつぱちの生活環境に適しているのだから、このことである。

ともあれ、ハチまでが頼みもないみつぱちを運んでくれるなんて運のいい話しはそうざらにはない。占い師なら、「家運ますます開け願望成就のきさしじや」というだろう。

写真が話題のハチの巣で粒状に見えるのはみつぱち

甘楽町の床屋さんで組織されている富岡理髪組合支部(田中利政組合長)では、富岡市高瀬にある「かぶら養老院」(松倉源雄院長)のおとしつけ、理髪作業の奉仕をうけ、おとしよりから感謝されています。

この養老院には、現在百人のおとしよりが収容されておられます。田中さんら甘楽町の理髪業者(会員十三人)は年一回、自分たちの店の定休日を「かぶら養老院」を訪問しては理髪作業を奉仕しているもので、昭和三十三年からはじめられ、今年で八年めをむかえたこの善意は、養老院のおとしよりにたいからよろこばれています。

写真は奉仕する甘楽町の床屋さん

八木栄太郎 白倉 四四
富田捷之郎 天引 二七
折茂 光男 天引 三八
折茂 芳五郎 金井 三六
吉田 純 鹿谷 四三

旧地主に農地報償 給付金は国債で支給

戦後のいわゆる農地改革によつて農地を買収された旧地主に対して、国が報償することになつたわけですが、群馬県の対象者は、三万七千人と推定されています。この法律のおもな内容は次のとおりです。

- (1) 農地を買収者(一の農地を買収させた方で被買収農地の面積が一畝以上のも)の面積は切り捨て、反当り二万円を乗じ、給付金の額を計算します。ただし、その
- (2) 面積が一町をこえる場合は、次の表のように反当り二万円を一定割合で減じ計算の結果、給付金の額が百万円をこえる場合は百万円とするこゝになつておられます。

区 分	金 額
一町以下	二万円
一町をこえ二町以下	一万円
二町をこえ三町以下	六千円
三町をこえる面積	二千元

一、対象となる農地
旧自作農創設特別措置法と農地法施行法によつて買収された農地に限られ、未墾地、牧野、付帯施設、譲渡令による強制譲渡農地および物納農地などは対象になりません。

二、給付金支給の対象者
(1) 農地を買収者(一の農地を買収させた方で被買収農地の面積が一畝以上のも)の面積は、切りの面積を計算します。ただし、その

三、給付金の額と支給方法
(1) 給付金の額は、被買収農地の面積は、

四、給付金の請求
請求は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

請求書は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

一、対象となる農地
旧自作農創設特別措置法と農地法施行法によつて買収された農地に限られ、未墾地、牧野、付帯施設、譲渡令による強制譲渡農地および物納農地などは対象になりません。

二、給付金支給の対象者
(1) 農地を買収者(一の農地を買収させた方で被買収農地の面積が一畝以上のも)の面積は、切りの面積を計算します。ただし、その

三、給付金の額と支給方法
(1) 給付金の額は、被買収農地の面積は、

四、給付金の請求
請求は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

請求書は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

請求書は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

請求書は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

請求書は、所定の農地被買収者給付金請求書に所定の添付書類を添えて行なうことになつており、居住地の市町村役場で八月二十日以後に受け付けることになつております。

交通安全モデル地区の城町に、六五名の「協力推進員」が生れました。

この地区は昨年、「交通安全警察交通協会から「交通安全モデル地区」に指定され、共同駐車場をつつて、道路に自動車を置かないように申し合わせるなど、積極的な活躍をつつておられますが、このほど同地区を十三班にわけ、各班に班長をもうけるとともに、同地区住民六五名が全員協力推進員となり、会長に飯塚勝久さん、副会長に柳沢勝太郎さん、山田浜吉さんらを選び、さらに交通緩和への積極的な活躍を進めることになりました。

また、同地区推進員の推進事項は、次のとおりです。

- ① モデル地区における標識の管理。
- ② モデル地区内における自動車の置き方等の整理整頓。
- ③ モデル地区内の道路上の商品置放物の整理。
- ④ 通学児童の交通事故防止の指導推進。
- ⑤ 道路上における子どもの遊戯禁止の注意。
- ⑥ 自動車等の長時間駐車防止に協力。

なお、当日は富岡警察署から係員も出席し、最近の交通安全などについて、熱心な話し合いがもたれました。

また、同地区推進員の推進事項は、次のとおりです。

- ① モデル地区における標識の管理。
- ② モデル地区内における自動車の置き方等の整理整頓。
- ③ モデル地区内の道路上の商品置放物の整理。
- ④ 通学児童の交通事故防止の指導推進。
- ⑤ 道路上における子どもの遊戯禁止の注意。
- ⑥ 自動車等の長時間駐車防止に協力。

なお、当日は富岡警察署から係員も出席し、最近の交通安全などについて、熱心な話し合いがもたれました。

また、同地区推進員の推進事項は、次のとおりです。

- ① モデル地区における標識の管理。
- ② モデル地区内における自動車の置き方等の整理整頓。
- ③ モデル地区内の道路上の商品置放物の整理。
- ④ 通学児童の交通事故防止の指導推進。
- ⑤ 道路上における子どもの遊戯禁止の注意。
- ⑥ 自動車等の長時間駐車防止に協力。

なお、当日は富岡警察署から係員も出席し、最近の交通安全などについて、熱心な話し合いがもたれました。

また、同地区推進員の推進事項は、次のとおりです。

- ① モデル地区における標識の管理。
- ② モデル地区内における自動車の置き方等の整理整頓。
- ③ モデル地区内の道路上の商品置放物の整理。
- ④ 通学児童の交通事故防止の指導推進。
- ⑤ 道路上における子どもの遊戯禁止の注意。
- ⑥ 自動車等の長時間駐車防止に協力。

なお、当日は富岡警察署から係員も出席し、最近の交通安全などについて、熱心な話し合いがもたれました。

また、同地区推進員の推進事項は、次のとおりです。

- ① モデル地区における標識の管理。
- ② モデル地区内における自動車の置き方等の整理整頓。
- ③ モデル地区内の道路上の商品置放物の整理。
- ④ 通学児童の交通事故防止の指導推進。
- ⑤ 道路上における子どもの遊戯禁止の注意。
- ⑥ 自動車等の長時間駐車防止に協力。

なお、当日は富岡警察署から係員も出席し、最近の交通安全などについて、熱心な話し合いがもたれました。